

用地測量業務請負積算要領

第1 目的

本要領は、「設計業務等標準積算基準書」及び「設計業務等標準積算基準書(参考資料)」のうちで、用地測量業務の積算及び標準歩掛に関し、統一的に運用すべき事項又は積算上参考となる事項について解説し、適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 測量業務積算基準

測量業務積算基準に関する取扱いは、次に掲げるところによるものとする。

1 精度管理費の対象作業工程

(1) 応用測量(用地測量)の係数を適用する作業工程

用地測量の復元測量、補助基準点の設置、境界点間測量、用地現況測量、面積計算、用地実測図原図作成、用地平面図作成、確定図作成、用地管理図作成、公共用地境界確定協議の現況実測平面図作成、横断図面作成、登記所送付用地図作成

(2) 基準点測量(2、3、4級基準点測量)の係数を適用する作業工程復元測量(基準点の点検測量)

2 業務価格の端数処理方法

業務価格は、10,000円単位とする。10,000円単位での調整は諸経費で行う。なお、用地測量業務と用地調査等業務とを併せて発注する場合は、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000円単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

第3 測量業務標準歩掛

測量業務標準歩掛に関する取扱いは、次に掲げるところによるものとする。

1 用地実測図原図等の作成

用地測量業務に関する土地現地調査報告書作成、添付図面作成、確定図作成、用地管理図作成については、設計業務等標準積算基準書第1編 測量業務 第2章 測量業務標準歩掛第7節用地測量(以下「測量業務標準歩掛」という。)に追加して取り扱うものとする。

(1) 標準歩掛

表1-1

作業工程及び 標準作業量	所要日数 (編成)						延日数 計	各費目の直接人件費に 対する割合			摘要
	内外業 の別	測量主 任技師	測量 技師	測量 技師補	測量 助手	測量 補助員		機 械 経 費	通信運 搬費等	材料費	
土地現地調査報告書作成 10,000㎡当り	内	—	—	1.7 (1)	—	—	1.7	0.0%	0.0%	0.0%	
添付図面作成 10,000㎡当り	内	—	—	—	—	2.2 (1)	2.2	0.0%	0.0%	0.0%	
確定図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/500)	内	—	0.5 (1)	0.9 (1)	0.9 (1)	—	2.3	0.0%	0.0%	0.5%	
用地管理図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/500)	内	—	0.5 (1)	0.9 (1)	0.9 (1)	—	2.3	0.0%	0.0%	0.5%	

注：表中、下段括弧書きは、編成をいう。

(2) 材料費の構成

表1-2

作業工程	品名	規格	単位	数量	摘要
確定図作成	ポリエステル	09m×20m # 300	本	0.03	
用地管理図作成	ポリエステル	09m×20m # 300	本	0.03	

(3) 変化率適用表 表1-3

作業工程	業別	地域	縮尺
土地現地調査報告書作成	内	○	×
添付図面作成	内	○	×
確定図作成	内	×	○
用地管理図作成	内	×	○

(4) 地域による変化率 表1-4

地域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地	原野
変化率	+ 1.0	+ 0.8	+ 0.5	+ 0.3	0	- 0.3

備考 森林については、耕地を適用する（変化率 0）。

(5) 縮尺による変化率 表1-5

確定図作成、用地管理図作成		
1/250	1/500	1/1000
+ 0.2	0	- 0.1

備考 確定図作成、用地管理図作成は、縮尺 1/500 を標準としており、それと異なる場合は変化率を適用する。

2 指定申請書等の作成

国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請に必要な地図等の作成については、測量業務標準歩掛に追加して取り扱うものとする。なお、本業務は「地域による変化率」及び「縮尺による変化率」は適用しない。

(1) 標準歩掛

表2-1

作業工程及び標準作業量	所要日数 (編成)						延日数 計	各費目の直接人件費 に対する割合			摘要
	内外業 の別	測量主 任技師	測 量 技 師	測 量 技 師 補	測 量 助 手	測 量 補 助 員		機 械 経 費	通 信 運 搬 費 等	材 料 費	
総括表作成 10,000㎡当り	内	—	1.0 (1)	—	—	—	1.0	0.0%	0.0%	0.0%	
申請地域の位置図作成 10,000㎡当り (縮尺任意)	内	—	—	0.3 (1)	—	—	0.3	0.0%	0.0%	0.0%	
地図一覧図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/2,500)	内	—	—	0.2 (1)	0.4 (1)	—	0.6	0.0%	0.0%	0.0%	
登記所送付用地図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/500)	内	—	—	0.2 (1)	0.4 (1)	—	0.6	0.0%	0.0%	0.0%	SIMA
登記所送付用地図作成 10,000㎡当り (縮尺 1/500)	内	0.5 (1)	4.5 (1)	2.7 (1)	—	—	7.7	0.0%	0.0%	0.0%	地籍フォー マット2000
指定申請調査簿作成 10,000㎡当り	内	—	—	1.0 (1)	0.5 (1)	—	1.5	0.0%	0.0%	0.0%	
事前打合せ (基準点の点検測量) 1業務当り	内	—	—	0.5 (1)	0.5 (1)	—	1.0	0.0%	0.0%	0.0%	
	外	—	—	0.5 (1)	0.5 (1)	—	1.0				
復元測量 (基準点の点検測量) 10,000㎡当り	内	—	0.5 (1)	0.5 (1)	0.5 (1)	—	1.5	注2			
	外	—	1.7 (1)	1.7 (1)	1.7 (1)	1.7 (1)	6.8				

注1 表中、下段括弧書きは、編成をいう。

注2 復元測量（基準点の点検測量）に要する直接人件費の材料費及び機械経費の構成については、測量業務標準歩掛の「復元測量」を適用する。

3 登記簿等交付手数料

登記簿等の交付手数料の積算は、表3-1により算出した数量に、登記手数料令（昭和24年5月31日政令第140号）第2条及び第3条に規定する手数料額に区分毎の数量を乗じて得た額の合計とし、次式により消費税率で割り戻した金額（1円未満切捨て）を、直接経費として計上するものとする。

$$(\text{登記簿等交付手数料}) = (\text{手数料額}) \times (\text{数量}) \div (1 + \text{消費税率})$$

ただし、諸経費の対象とはしないものとする。

登記簿等交付手数料

表3-1

区 分	設計単位	予定数量	変更数量	摘 要
地図等及び土地所在図等の転写	枚	概 数	実績数量	成果物として交付を受けた書面の納付を受ける。
土地の登記記録調査	筆	概 数	実績数量	
建物の登記記録調査	戸	概 数	実績数量	
権利者確認調査	法人	概 数	実績数量	

地図等とは、地図、建物所在図又は地図に準ずる図面、土地所在図等とは土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面又は各階平面図をいう。

4 管理担当課への引継図書の作成

(1) 計画・踏査等

計画・踏査等に要する直接人件費の積算は、表4-1によるものとする。

表4-1

種 目	標準作業量	内外業別	測量主任技師	測量技師	測量技師補	小計	合計	備考
作業計画	1業務当り	内	0.16	0.22	0.22	0.60	0.60人	
現地踏査		外	0.20	0.20	0.20	0.60	0.60人	
打合せ協議（当初）	1回当り	—	0.50	0.50	—	1.00	1.00人	
〃（中間）		—	—	0.50	0.50	1.00	1.00人	

注1 作業計画に要する直接人件費の材料費及び機械経費の率については、測量業務標準歩掛の「作業計画」を適用する。

注2 現地踏査に要する直接人件費の材料費及び機械経費の率については、測量業務標準歩掛の「現地踏査」を適用する。

(2) 引継図書の作成

引継図書の作成に要する直接人件費の積算は、表4-2及び4-3により行うものとする。

表4-2

種 目	備 考
公図等の転写 公図等転写連続図作成	直接人件費の積算歩掛、材料費及び機械経費の率については、測量業務標準歩掛を適用する。
土地の登記記録調査	直接人件費の積算歩掛は、測量業務標準歩掛の50パーセントとし、材料費及び機械経費の率については、測量業務標準歩掛を適用する。
実測平面図等の整理	直接人件費の積算歩掛は、「測量業務標準歩掛」の「用地平面図作成」の10パーセントとし、材料費及び機械経費の率については、測量業務標準歩掛の「用地平面図作成」を適用する。なお、精度管理費係数の対象としない。

表4-3

種 目	規 模	職 種	外 業	内 業	計	備考
土地買取調書の作成	100筆当り	測量技師補	—	1.25	1.25人	

注 地域区分及び縮尺による変化率については、設計業務等標準歩掛に準じるものとする。

この場合の変化率の適用については、表4-4による。

変化率適用表

表 4-4

工 程	業別	地域	縮尺
作 業 計 画	内	×	×
現 地 踏 査	外	○	×
打合せ協議（当初）	—	×	×
打合せ協議（中間）	—	×	×
公 図 等 の 転 写	内外	○	×
公図等転写連続図作成	内	×	×
土地の登記記録調査	内外	○	×
実測平面図等の整理	内	×	○
土地買取調書の作成	内	×	×

(3) 登記簿等交付手数料

登記簿等の交付手数料の積算は、表 4-5 により算出した数量に、登記手数料令（昭和 24 年 5 月 31 日政令第 140 号）第 2 条及び第 3 条に規定する手数料額に区分毎の数量を乗じて得た額の合計とし、次式により消費税率で割り戻した金額（1 円未満切捨て）を、直接経費として計上するものとする。

$$(\text{登記簿等交付手数料}) = (\text{手数料額}) \times (\text{数量}) \div (1 + \text{消費税等税率})$$

ただし、諸経費の対象とはしないものとする。

表 4-5

区 分	設計単位	予定数量	変更数量	摘 要
地図等及び土地所在図等の転写	枚	概 数	実績数量	成果物として交付を受けた書面の納付を受ける。
土地の登記記録調査	筆	概 数	実績数量	

地図等とは、地図、建物所在図又は地図に準ずる図面、土地所在図等とは土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面又は各階平面図をいう。